

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和5年度第2回今治市地域公共交通活性化協議会において、玉川地域デマンド型乗合タクシーに係わる下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 地域公共交通活性化協議会の名称及び対象市町村

(名称) 今治市地域公共交通活性化協議会

(対象市町村) 愛媛県今治市

2 地域公共交通活性化協議会にて合意に至った年月日

令和 年 月 日

3 合意の内容

(1) 運行区域等 玉川地域全域及び玉川地域と旧市内エリアの目的施設を結ぶ区域

・乗降場所

地域乗降場所	玉川地域内のごみステーションや集会所など
目的施設乗降場所	玉川支所、玉川郵便局、金藤内科、イオンモール今治新都市、フジ今治店、山内病院、よりの眼科など

(2) 運行車両 小型タクシー（乗客定員 3～4人） 4台

(3) 運行形態 乗用と併用運行

(4) 運賃

運賃の種類	運賃の額	
片道普通旅客運賃	玉川地域内の移動	旧市内エリア行き
	大人：400円 小人：200円	大人：800円 小人：400円
片道特別旅客運賃	障がい者・65歳以上高齢者・運転免許証返納者は上記の半額 幼児（1歳以上の未就学児）は保護者1名につき1名まで無料 乳児（1歳未満）は無料	

(5) 運行日・日運行便数

玉川地域内の移動：週5日（平日） 6便

旧市内エリア行き：週5日（平日） 往路 6便、復路 6便

令和 年 月 日

今治市地域公共交通活性化協議会

会長 土居 忠博